

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

適用する使用者	<p>(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)</p> <p>(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>(3) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1) に掲げる産業に分類されるものに限る。)</p>
適用除外労働者	<p>(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</p> <p>ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務</p>